

第 550 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

第 550 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 5 年 8 月 22 日（火） 9 : 58～11:22

場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、長安委員、橋本委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

釜石労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、
栗林賃金指導官、山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて
- (2) その他

議事

重弘賃金室長補佐

それでは定刻となりましたので、ただ今から第 550 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 5 名の計 14 名の委員に御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る 8 月 8 日から 14 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が 5 名おられました。

5 名が本日の審議会を傍聴されていますので、併せて御報告いたします。それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしく、お願いいたします。

岡田会長

はい、それでは、これより議事を始めます。まず、議事の(1)でございますけど、「広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて」を審議します。
事務局から説明をお願いします。

石井室長

異議申出に関する説明の前に、本年度の全国の地域別最低賃金の審議・決定状況について説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

岡田会長

はい、よろしく申し上げます。

石井室長

資料No.13、16 ページを御覧いただけますでしょうか。

これは、厚生労働省が令和 5 年 8 月 18 日にプレスリリースしたものです。

中段の方に題名が書いてありますが、すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました。

その結果、全国加重平均額は昨年度から 43 円引上げの 1,004 円となりました。

詳細については、1 ページ開けていただくと、全国の答申状況が書いてございます。これについては、説明は省かせていただいて、後で皆様みていただければと思います。

また、先ほどの 16 ページに戻っていただいて、私の方からは令和 5 年度地方最低賃金審議会の答申のポイントについて、御説明させていただきます。

カッコの枠に入っている部分に、47 都道府県で、39 円から 47 円の引上げ、引上げ額が 47 円は 2 県、46 円は 2 県、45 円は 4 県、44 円は 5 県、43 円は 2 県、42 円は 4 県、41 円は 10 都府県、40 円は 17 道府県、39 円は 1 県、改定額の全国加重平均額は 1,004 円、昨年度は 961 円、昨年度との差額 43 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分 1 円が含まれております。別紙の方を開けていただいて、一番下の欄の枠外に書いてあるところ、米印をみていただくと、経済センサス等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分 1 円が含まれている。最後また、1 ページ前に戻っていただいて、全国加重平均額 43 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以来で最高額、最高額 1,113 円に対する最低額 893 円の比率は、80.2%、昨年度は 79.6%、なお、この比率は 9 年連続の改善となっております。

続きまして、広島県最低賃金の改正決定に係る異議の申出についてですけど、8 月 4 日に答申をいただきまして、同日、異議申出に係る公示を行い、8 月 21 日に締め切りしましたところ、資料、皆様にお配りしている資料 1 から 9 にありますように、9 件の異議申出書の提出がございました。最低賃金法第 12 条によれば、地域別最低賃金について、その決定の例、第 10 条第 1 項により改正の決定をしなければならない旨規定されていることから、同法第 11 条第 3 項に則り、異議申出についての審議をお願いする必要があります。広島労働局長から会長に対し、異議申出に係る審議の諮問をさせていただきます。諮問文の内容につきましては、各委員のお手元に配付しているとおりでございますので、事務局で読み上げさせていただきます、諮問とさせていただきます。

栗林賃金指導官

それでは諮問文を読み上げます。

広労発基 0822 第 1 号、令和 5 年 8 月 22 日、広島地方最低賃金審議会会長岡田行正殿、広島労働局長釜石英雄、広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問、標記について、広島県労働組合総連合ほか 8 者から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

別添の異議申出書につきましては、お手元に資料として配付しておりますので、読み上げは省略させていただきます。

岡田会長

諮問の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。

石井室長

釜石労働局長から岡田会長に諮問文を手交させていただきます。

(釜石労働局長より、岡田会長へ手交)

岡田会長

では、報道機関の撮影及び録音は、いったんここまでとさせていただきます。

ただ今、諮問を受けました。それでは、異議申出の内容について、事務局から概要の説明をお願いします。

石井室長

それでは、異議申出の内容について、説明いたします。

先ほども申しましたとおり、資料の方は 1 から 9 まで申出書付けさせていただいています。提出されました異議申出書につきましては、委員の皆様へあらかじめ E メールで御報告していますが、ここでは概要のみ説明させていただきます。

まず、資料 1、1 ページを御覧いただけますでしょうか。申出者、広島県労働組合総連合事務局長、趣旨、8 月 4 日答申された広島県最低賃金 970 円は、最低賃金法に定められた生活保護水準との乖離解消ができておらず、少なくとも 71 円引き上げし、1,041 円以上にすることを求めます。

概要につきまして、第 548 回広島地方最低賃金審議会において、生活保護水準との乖離状況についての報告があったが、計算方法、考え方が間違っていることから、再計算を求める。

一般労働者の所定内労働時間は 155 時間、これは毎月勤労統計調査の結果である。広島労働局は 1 か月の法定労働時間 173.8 時間で算定しており、実態を無視しているといえる。

生活保護費との比較の場合、加重平均の計算方法を示しておらず、また、県内 4 つの区分の級地との比較を出すべきである。

県労連計算の広島市の生活保護費は、131,713 円、最低賃金は、労働時間 155 時間で計算すると、117,626 円となり、生活保護費と最低賃金との差 111 円を 930 円にプラスすると 1,041 円となり、あと 71 円の上積が必要である。

次に、資料 2、4 ページ、申出者全広島教職員組合書記長、趣旨、8 月 4 日答申された広島県最低賃金 970 円は低額であり、さらに引き上げることを求めます。

概要、コロナウイルスの蔓延と急激な物価高で、低所得と言われる非正規労働者や女性労働者は困難な状況に追いやられてきた。

困窮世帯を対象にした アンケートの、子どもに食べさせるために親の食事を減らしたり、抜いたりしている。との回答が 49% という結果や、学校給食が食べられない長期休み明けになると、ガリガリに痩せた子が登校してくるという実態が報告されるようになってきたという状況から、最低賃金の大幅引上げが最も有効と考える。

消費者物価は、前年同月比 3・3% 増と 22 カ月連続で上昇し、食料品など生活必需品の高騰は、特に低所得層に大きな打撃となっており、物価高を上回る最賃引上げが必要である。

広島県では、人口流出がここ数年全国 1 位となっており、青年・若者の県外流出を止めるためには、最賃の大幅引上げが必要である。全国的には、国の引上げ目安額を超える答申がなされている。

次、資料 3、5 ページ、申出者広島医療生協労働組合執行委員、趣旨、8 月 4 日答申された広島県最低賃金 970 円は低額であり、さらに引き上げることを求めます。

概要、長期間パート労働者として働いてきたが、正規社員並みに働いても高卒事務給与にも及ばない。さらに休暇が多い月には収入が減り、安心して休めない。最低賃金が 1,500 円くらいに上がればもう少しましな暮らしができると思う。法人にも最低

賃金を保証する国の制度があれば使用者も支払い能力以上の賃金を上げやすくなるのではないか。8時間働けば生活のできる賃金となるよう最低賃金のさらなる引上げを望む。

次、資料4、6ページ、申出者広島地域労働組合総連合事務局長、趣旨、8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額であり、さらに引き上げることを求めます。

概要、①2022年10月最低賃金発効は、物価高前の資料を基に目安額を決定している。物価高に見合う再改定を申し入れたにもかかわらず無視をされ低額に抑え込まれたまま放置された。

②中央審議会の答申はAランク41円、Bランク40円、Cランク39円となり地域間格差を広げる目安となっている。

③消費者物価指数が22カ月連続で上昇する一方で、実質賃金は14カ月連続の減少に、さらに猛暑や大雨、台風も加わり、くらしの苦難は耐えがたいほどになっているが、目安額の40円が1円も増えない、県民の生活実態を顧みない答申は県民の不信と怒りをよんでいる。鳥取県は39円の目安額に対して7円積み46円であり、県民の生活を直視した引上げで審議会が見識を示したことを評価できる。

④生計費重視で全国一律制の賃金決定方法に早急に改めることを求める。すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制度を実現することを求める。

⑤最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備することを求める。

⑥生活を改善できる賃金にするため最低賃金ぎりぎり働いている労働者を委員に選出して県民の負託に応える審議会としてほしい。

⑦40円の引上げでは物価上昇にも追い付かず、労働者の生活改善にも経済の活性化にもつながらない。再度議論し大幅の賃金引上げを求める。

私からは以上ですけれど、引き続き重弘の方から説明させていただきます。

重弘賃金室長補佐

それでは説明させていただきます。申出者、広島県労連パート・臨時連絡会会長、趣旨、8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額であり、さらに引き上げるこ

とを求めます。概要、8月4日の広島地方最低賃金審議会において、時間額40円の引上げが答申されたが、全国加重平均1,002円には72円以上の引上げが必要である。この度の物価高騰はすさまじく、せめて1,002円を上回る金額提示をお願いしたい。また自治体職場では、人員削減が進められる一方、仕事量は増大、非正規労働者の割合が増大している。しかし時間額は930円から970円が多い実態があり、多くの臨時・非常勤職員は仕事の実態と賃金のギャップに苦しみ、短期間で離職、応募者も来ないなど欠員状態の中で、十分な住民サービス提供が困難である。このため全国加重平均額に早急に近づけ、一刻も早く最低賃金を1,500円以上、全国一律最低賃金制度にすることが必要である。地域労働者が生活に値する賃金確保のための引上げ、全国一律の実現と共に、憲法25条の立場に立ち、最低賃金の収入で人間としてあたりまえの生活が可能となるよう更なる引上げを訴える。

続きまして、資料6、9ページです。申出者、広島合同労組生協ひろしまパート支部支部長、趣旨、8月4日答申された広島県最低賃金970円は低額であり、さらに引き上げることを求めます。

概要、多くの労働者が最低賃金に張り付いた時給で働いている。この猛暑の中、電気代は必要であり、値上げラッシュが止まらない生活の中でガソリン代の高騰も大きく押し掛かっている。食費や衣服費、余暇費など削れるものは削っている中で、貯金も出来ず、子供の教育まで節約することになってしまう。時給970円では生活は楽にならず。2円でも3円でも更なる引上げをもって最低賃金を決定してください。

続きまして、資料7、10ページになります。申出者広島合同労組生協ひろしまパート支部書記局長、趣旨、8月4日答申された広島県最低賃金970円を引き上げることを求めます。

概要、食料品や日用品の価格上昇、ガソリンの高騰や9月の電気料金補助金の適用終了など、いっそう、生活が圧迫されているのを感じる。加重平均が1,000円であるが、広島県では答申された引上げ額は40円、最低賃金は970円となる。地方では1,000円には遠く、地域間の格差が大きく、日本のどこで暮らしても生活にかかる金額はそう変わらず、ランク別の引上げ目安は全く意味がないと感じる。最低賃金は社会のセーフティネットであり、消費者物価指数の4.3%に合わせたような広島県の引上げ額40円では、賃金の上昇は実質的にはゼロと同じであり、今後も続くであろう物価高騰

にとっても追いつかない。健康で文化的な最低限の生活を送れるために地域間の格差を是正し、広島県の最低時給の引上げをお願いしたい。

続きまして、資料 8、申出者郵政産業労働者ユニオン中国地方本部広島県協議会事務局長、趣旨、全国一律 1,500 円を求めるが、最低限、地域間格差を一刻も早くなくすための努力を求める。

概要、8月4日広島地方最低賃金審議会において、時間額 40 円の引上げ 970 円とする答申がなされたが、今春闘では大手企業の 5%を上回る賃上げが行われる等地方の中小零細企業は大手企業に太刀打ちできず、地方からの生産年齢人口の流出や経済・暮らしの更なる疲弊は避けられないものとする。また事業の効率化の先には、人減らし、非正規化であり、性別、年齢、国籍、健康状態、家庭の事情等、様々なハンディキャップがある中、非効率であってもワーキングシェアしながら地域を支える仕組みを考える時期に来ており、地方でも自立して事業継続できるよう広島地方審議会として厚労省や中央審議会に対し政策・制度見直しを強く求めるべきと考える。目安額の広島県 40 円も根拠は見つからず、審議会の議論を広く公開し、根拠を説明すべきと考える。最低賃金の額の根拠は常に、広島県で最低限の文化的な生活をしていくためにいくら必要か、であるものとする。

続きまして、資料 9、12 ページ、申出者広島労働組合連絡協議会議長、趣旨、1 広島地方最低賃金の答申額に異議を申し立て、最低賃金額 1,500 円に引き上げること。2 全国一律最低賃金制度に向けた改正を行うこと。3 すべての最低賃金審議会を完全公開すること。

概要、8月4日の広島地方最低賃金審議会において、時間額 970 円とする答申がなされたが、月 176 時間労働としても 170,720 円、社保などを控除すると手取り 14 万円前後にしかならず、物価高騰に全く及ばない。今年の 6 月は消費者物価指数は総合指数（生鮮食品を除く）で 3.3%、食料品（生鮮食品を除く）で 9.2%と高水準の値上がりが続く、また生活必需品、燃料費の値上げは低所得層に重くのしかかる。最低賃金近傍で働く労働者は貯えもなく、子育て世代も物価高騰の中、厳しい生活や家計に直面している。その中で最低賃金の大幅な引上げは、低賃金労働者に重要な役割を果たしている。最低賃金の地域間格差の拡大は、地域から若者など低賃金労働者の流出を招く要因の一つであり、必要生計費は全国差はなく、現行のランク性により地域間格差を広める結果となった。最低賃金は全国一律にすべきである。

以上、異議申出9件について御報告させていただきましたが、申出のうち生活保護費との解消について異議申出がありましたので、これにつきまして、事務局から説明させていただきます。

栗林指導官

では、私から説明させていただきます。

平成20年7月に最低賃金法が改正され、第9条において、最低賃金の決定原則として、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力という3要素が示されました。第3項において、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する。」と規定されました。これに関して、平成20年8月4日、中央最低審議会目安に関する小委員会において、考え方の一定の整理がなされました。最低賃金法第9条第3項「生活保護に係る施策との整合性に配慮する。」とは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨と解することが適当であるとされました。最低賃金と生活保護の比較については、両者の基本的性質が異なることもあることから、手取額でみた最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものと比較することが適当と考えたところである。との報告がなされました。

具体的な計算式についてです。

地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、市町村を6段階の級地に区分、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。さらに、地域別最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されています。このため、単純な比較は困難なため、上記審議会で比較方法が整理されたところです。(1) 最低賃金の水準は、地域別最低賃金×173.8(1箇月の労働時間)×0.816(可処分所得比率)(2) 生活保護の水準は、生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値(3) 労働時間173.8時間についてです。1週の労働時間40時間÷7日×365日÷12か月=173.8となります。(4) 可処分所得割合0.816についてです。令和3年度において最も低い高知県の地域別最低賃金820円で1か月当たり173.8時間働いた場合を想定。他の給与(賞与等)はないと仮定し、当該労働者が納付すべき税、社会保険料を算出。令和3年度は地域別最低賃金が最低額の都道府県は2県ありますが、高知県の可処分所得割合が最も低いことから、高知県で算定しています。820円×173.8時間=142,516円、この

月額に対し、社会保険料 20,214 円＋雇用保険料 428 円＋（所得税＋住民税を月額換算した 5,650 円）＝26,292 円（142,516 円－26,292 円）÷142,516 円＝0.816（円未満四捨五入）

3 資料 10 の広島県の生活保護費については、別紙のとおりですが、概略を御説明いたします。資料を御覧ください。前提として、広島県の人口は、令和 2 年の国勢調査により、2,799,702 人となっております。

まず、生活扶助基準を求めます。第 1 類費＋第 2 類費、第 2 類のうちの冬季加算の 1 か月平均及び期末一時扶助費の 1 か月平均の加重平均を求めます。①、②、③です。

次に、住宅扶助実績値を求めます。こちらは、令和 3 年度被保護者調査年次調査の数値を用います。広島市、福山市、呉市及びその他の地域の被保護者世帯に支給された住宅扶助の実績値を加重平均します。④です。最後に、①から④を合計すると、加重平均保護費合計 103,296 円となります。資料 11 の厚生労働省より示された「最低賃金額と生活保護費の比較(令和 5 年度)の生活保護と、同一金額であることが確認できます。

以上の計算式は、全国斉一的な取扱いがなされております。広島労働局としても

この取扱いによって、最低賃金額が生活保護費を下回らないか確認を行っている次第であります。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

（質問無し）

岡田会長

それでは、これらの異議申出につきまして、審議に入りたいと思います。9 件の異議申出を一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議無し）

岡田会長

それでは、本件の異議申出について、公、労、使各側の御意見を伺う前に各側で協議いただく時間を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議無し)

それでは、各側それぞれ別室で協議いただき、10時45分までにこの会議室にお戻りください。では、事務局は、案内してください。

石井室長

はい、御案内いたします。

(別室にて審議)

岡田会長

それでは、審議を再開したいと思います。

まず、労側から御意見をお願いします。

橋本委員

はい、では労側代表といたしまして、私から意見表明させていただきます。

今回の決定金額についてですね、労側としての見解でございますが、1つ目には、2021年度後半から急激に物価が上昇し続けており、今後さらなる値上げが予測されていること。2つ目には、春闘では、これまでにない賃上げ結果があり、未組織労働者へ幅広く波及させ、人への投資を加速させていくこと。3つ目には、誰もが時給1,000円へ、次に、連合リビングウェイジでの広島県1,050円達成を目指すこと。4つ目には、全国最低賃金のAランクとの格差、またBランク内にある格差を解消していくこと。

大きくこういった視点に、広島県にある最低賃金に関する問題を解決していくことを目的に意見表明を行い、審議に臨みました。結果は、目安どおりの40円となり、主張した内容からは、かけ離れることになりましたが、業種によっては、106万円、130万円などの年収の壁による意図的な就業調整が必要となり、そのことから、人手

不足を引き起こす可能性があること。また、中小零細企業の中には、賃金支払能力の許容範囲を超え、事業自体に影響をもたらす可能性が否めないこと。などですね、実態を見極めなければいけないことを踏まえ、労使が議論を重ね、審議を尽くし、最適な結果を導き出せたと考えています。

岡田会長

はい、ありがとうございました。今、御意見いただきましたけど、物価上昇のこと、それから、春闘についてですね、春闘の結果を未組織労働者に波及させたい。それから1,000円を目指したい。それから、Aランク、広島県はBランクですけども、Aランクとの格差を解消させたい。ということ当初目指した。ただし、実態として、年収の壁の問題もあるし、企業側の支払能力も加味し、審議を重ねた結果、40円という結論に至った。その結論についても変更の必要はない。というふうに考えている。と承りました。

それでは、次に使側から、お願いします。

中野委員

それでは、使側として発言させていただきます。今回の異議申立ての内容でございますけど、生活保護費との関係だとか、物価上昇分のこととか、最賃を1,500円に、全国一律に、などの内容だと思っています。生活保護費との乖離につきましては、過去、数年をかけて、高く最賃を上げてまいりましたので、既に生活保護費を大きく上回っており、別段生活保護費についてコメントする必要はないものと思っています。ただ、今回の異議申出では、広島市の高い地区の1級地の2の数字を言われていますが、最賃は県内の全域を網羅するものと思っていまして、平均値や1級地、2級地3級地と比べるのではなく、一番下の4番目のその他の地区のランクと対比すべきではないかと、今でも思っています。また、今回生活保護費の方で、970円が問題だと言われているのであれば、今回申出された中身は930円で計算されておりますけど少なくとも、970円で対比させるべきではないかと思えます。使側といたしましては、来年度以降も最賃を審議する際、生活保護費のことを議題にあげることはございません。また、970円は低すぎて生活できない、物価上昇分を上回る最賃をとありますが使側では今回も官製最賃だということで、目安の40円は高いと思っています。あと、

時給を 1,500 円にと言われていますが、最賃は最低ラインを決めるものであって、そういうふうに理解していますので、それ以上の金額を望まれるのであれば、それぞれが所属されている団体との話し合いを持たなければならないと思います。また、物価が上がって大変だとありますが、そうだと思いますが、企業も高くなった原材料を購入し、製品にし、単価を上げることも出来ず納品し、収益の上がない中から賃金を払っています。なんでもかんでも企業に押し付けないでくれと言いたいところです。物価上昇は政府がテコ入れをすべきであり、最近、補助率が少し少なくなりましたが、ガソリン代等、負担しています。しかし、ガソリン代の負担については、車に乗る人だけに恩恵がありますが、すべての人が均等に受けることができるような、食料品や生活必需品のようなものに対し政府は補助すべきだと思っています。また、憲法 25 条を言われていますが、憲法については国が対応すべきものだと思っていますので、申出団体として、国や政府に対し、行動を起こされればと思います。また、全国一律と言われていますが、なぜ 47 都道府県がランク分けされているのかを考えれば、一律が難しいことは分かると思います。経済の規模等、各段に違っていますので、最賃に差が出るのは当たり前のことではないかと思っています。人口流出については以前からもありましたが、確かに残念なことではあります。最賃が低いからといって、都会に出ていくことは、まず、ないと思います。先ほども言いましたが、最賃の高い都会では、それなりに物価も高く、都会と広島との最賃の差ぐらいでは、逆に都会で生活する方が、大変だと思いますし、生活をする上では、全国どこでも変わらない差がないと、言われていますが、そんなことはないと思います。全国的に、目安を超える答申がなされたとありますが、目安にプラスがあったところは、ほとんどのところが、今回のランク替えにより、上位のランクに変わったところであり、それらの県の経済状況や企業状況に関係なく上げざるを得ない状況となっており、それらの県の企業は大変だと思います。審議会や専門部会の公開につきましても、現在の取決め内容で、問題ないと思っています。目安の 40 円は、今でも高かったと思っていますが、結論としては、長時間かけて公労使で真摯に話し合いをいたしましたし、公益委員からもいろいろと説明も受けました。その結果、我々も賛成し、決定されたことですので、使側としては、改めて審議する必要はないものと思っています。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

今使側委員から御意見をいただきました。生活保護に関する議論ですけども、これは県内全域について考える必要が当然あるだろうし、厚労省からも示されていますし、それから、物価上昇、これは、企業経営の実態としては、圧迫をしている。支払能力の問題ということをおっしゃられました。さらにガソリン代等の光熱費いろいろありますけれど、この辺についても、政府の補助といった施策といったことが待たれるのではないかと、もう1点として、全国一律最低賃金については、地域の実態を反映したものとして、日本の場合は、各地方での最低賃金審議会が開かれている。というふうには受け止めている。人口流出の問題ですね、これについては、最賃とは相関ないのではないかと、生活費に関していえば、確かにAランク、東京、関西は生活費の実態としては高い、さらに今回の大幅な賃上げ、各府県出ておりますけど、これに関して旧CランクあるいはDランクだったところが、各都道府県内の事情を加味して出されたものだと判断している。使側としては、40円は高いと考えているけれど、慎重に討議し審議を重ねた結果、その上で賛成させていただいた。これに関して変更する必要はないと考えていると受け止めました。

それではですね、公益側の意見を説明させていただきたいと思います。

専門部会長の酒井委員をお願いします。

酒井会長代理

私から、公益委員からの意見を述べさせていただきます。

最低賃金審議会に関する異議申出については、貴重な御意見をいただいたと思っております。専門部会における審議の中で、労働者代表委員からは、物価上昇が続いていること、春闘では高い水準の賃上げがなされていたという状況から、労働組合未組織の労働者にも波及させたい。生活水準を維持していくため、目安額以上の引上げが必要とのお考えが提示されました。

一方、使用者代表委員からは、物価上昇については、企業側も同様であり、中小零細企業は、価格転嫁が出来ていないし、コロナ禍の影響もあり、経営が苦しい中小企業の置かれている状況も踏まえた審議をして欲しいというお考えが示されました。

このように、それぞれお立場が違う状況の下で、審議を重ねてまいりましたが、労使の意見の隔たりを埋めることはできませんでした。そのため、公益としては、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員の見解の目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に慎重に検討、協議を積み重ねてきた結果、公益案を提示いたしました。労使双方の委員の皆様は、広島県内の状況や、中小企業が賃上げし易い環境整備の支援策について、政府及び広島労働局に要望をすることを付け加えることに理解を示していただき、苦汁ではあるけれど、公益案に賛成していただいたというのが、審議の経過でございます。このように専門部会において、客観的な統計資料等を基に、公労使それぞれの委員が真摯に審議した結果の全会一致での答申ですから今年度の広島県最低賃金改正につきましては、8月4日付けの答申どおりで適当と考えるところでございます。また、生活保護費との解消にかかる異議申出については、先ほど事務局から説明があったとおり、問題がないものと考えます。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、各側の御意見を取りまとめたいと思います。

まず、8月4日付けの広島県最低賃金を「40円引き上げ、時間額970円とする」との答申については、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解の目安額を参考にして、広島県内の賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に検討・協議を積み重ねてきた結果です。その際、10月1日発効を目指す。県内全域に適用される広島県の最低賃金であることから、審議会で全会一致の努力をして、御理解を得ました。その上で、政府、広島労働局に対し、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし易い環境整備について、各種支援策に関して、積極的に取り組むことを要望いたしました。

このように答申に至った経緯、そして、ただ今委員の皆様からいただいた意見も踏まえて、今回の異議申出の内容についてですけれども、8月4日付けの答申どおりとしたいと思いますが、いかがでしょうか、皆様、よろしいですか。

(異議無し)

岡田会長

それでは、そのようにしたいと思います。これによりまして、異議申出に係る審議については、令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。との結論で答申をしたいと思います。事務局、答申文の用意をお願いします。

石井室長

はい。承知しました。しばらく、お待ちください。

石井室長

それでは、答申文案をお配りします。

(答申分案配付)

岡田会長

それでは、答申文案の読み上げをお願いします。

栗林賃金指導官

はい。それでは答申文案を読み上げます。

令和5年8月22日、広島労働局長釜石英雄殿、広島地方最低賃金審議会会長岡田行正、広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申、令和5年8月4日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する労働者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。記、令和5年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

岡田会長

この答申文案でよろしいでしょうか。

(異議無し)

岡田会長

はい。それでは、事務局は答申文の用意をしてください。

答申の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。

石井室長

用意ができました。岡田会長、答申をお願いします。

(岡田会長から釜石労働局長へ答申文を手交)

岡田会長

それではここで、釜石広島労働局長から御挨拶をお願いします。

釜石局長

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、当審議会に御出席いただき御審議いただき誠にありがとうございます。

ここで、本日の審議会までの経緯について振り返りますと、8月4日に答申いただきました広島県最低賃金の改正決定ですね、委員の皆様には精力的かつ真摯な御審議により、非常に厳しい諸事情の中、専門部会で、全会一致で答申いただいたところであります。これに対して、今般提出されました広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出は広島県最低賃金の適用を受ける労働者の皆様の貴重な御意見であると認識しているところですが、申立てを踏まえ、改めて委員の皆様にご審議いただいた結果、ただ今、令和5年8月4日付け答申どおりで決定することが適当であるとの答申をいただいたところです。この答申を受けまして、私ども広島労働局といたしましては、10月1日の発効に向けまして、所定の手続きを進めるとともに、改正された最低賃金を積極的に周知してまいります。また、8月4日付けの答申において要望されました中小企業、小規模事業者に対する賃金引上げの各種支援策のですね、活用促進につきましましては、この後事務局より説明いたしますけれども、改正最低賃金の周知用のチラシに

も折込んでいますけども、今月、来月におきまして、業務改善助成金等の周知に重点的に取り組んで参りたいと思います。さらに官公庁の業務拡張時に最低賃金に留意した適正対応につきましても、当局といたしまして、今後一層の働きかけを強めていきたいと思います。公労使委員の皆様方におかれましても、最低賃金の周知をはじめ、いろいろな場面で、協力をいただく場面もあろうかと思いいけども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。次は、9月下旬から特定最低賃金について具体的に御審議いただくこととなりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、報道機関の撮影及び録音は、ここまでとさせていただきます。

それでは、次に議事(2)「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

石井室長

はい。事務局から2点ございます。

まず、1点目は、特定最低賃金専門部会の審議についてです。

8月4日に特定最低賃金の改正決定に係る答申をいただき、特定最低賃金専門部会の設置後、特定最低賃金専門部会の委員候補者の推薦を求める公示を行いました。

8月25日には締切り、選任、任命手続を進める予定としております。

その後、各委員の御都合をEメールにより確認した上で、専門部会の日程を決めてまいります。昨年同様9月下旬から10月いっぱい各専門部会での調査審議をお願いしたいと考えております。

そこで、御審議いただきたい事項が2点ございます。

まず、1つ目は、各専門部会の議決を経て答申取りまとめの本審開催についてですが、回数は例年どおり1回、そして期日は、年内発効のために異議申出期間、官報公示手続き期間を考慮しまして最終期限の11月1日水曜日とさせていただければと考えております。

続いて2点目は、特定最低賃金の審議に当たって、参考人からの意見聴取が必要かということ。特定最低賃金の改正決定に関する関係労使からの意見については、意見公示を8月25日までの期限で行っていますが、現在のところ意見書等の提出は今のところございません。なお、関係労使からの意見書の提出の有無にかかわらず、最低賃金法第25条第6項によれば、「審議に際して必要があると認める場合の関係労使その他の関係者からの意見を聴くものとする。」と規定しております。特定最低賃金の審議に当たり、参考人を専門部会へ呼んで意見を聴く必要があるかどうかにつきまして、本日、御審議いただきたいと考えております。以上です。

岡田会長

はい。それでは、まず1点目の特定最低賃金の金額改正についての答申を取りまとめる本審の開催の回数ですが、今年度も原則1回とすることによろしいでしょうか。

(異議無し)

岡田会長

それでは、本審の回数は1回ということいたします。また、事務局からは特定最低賃金の議決のための本審を11月1日水曜日午前中にとの案ですが、いかがですか。

(異議無し)

岡田会長

それでは事務局は準備を願います。

石井室長

承知しました。それでは本審の開催日程につきまして、ひとまず7業種に係る特定最賃専門部会における審議状況を踏まえつつ、11月1日水曜日を予定させていただきたいと思います。開始時刻は午前中の開催を予定させていただいております。正式には、後ほど各委員に書面またはEメールで御連絡させていただきます。

岡田会長

はい、続いて、特定最低賃金の調査審議に当たっての参考人からの意見聴取の必要性についてですが、何か御意見がございますか。

労側いかがですか。

労側委員

(意見無し)

岡田会長

使側はいかがですか。

中野委員

基本的には、部会の中で業界の方から御報告いただくことで大丈夫なんですけど、業種によって、事前にいただく可能性がある部会があるので、そこについては、早めに事務局に連絡させてもらって、事務局に連絡させてもらった上で、本審で決めさせてもらったということにさせてもらえば助かるんですけど。

岡田会長

はい、わかりました。それでは労側の方からは、特にないということで、使側については、事務局と連絡を取りながら、適宜実施したいということですが、その方向性でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではその方向性で取り扱っていただきたいと思います。

では、事務局の方からほかに何かありますでしょうか。

(意見無し)

岡田会長

はい、御承認いただいたということで、そのように取り扱うこととさせていただきます。したがって、今年度も参考人からの意見聴取は行わないこととします。

では、事務局からほかにありますか。

石井室長

はい、もう1点、お知らせしたいことがございます。

ただ今、広島県最低賃金改正決定の答申をいただきましたが、今後は9月1日に官報公示の掲載を経て、10月1日発効となります。広島労働局としましては、今後、改正最低賃金額の周知を積極的に行っていく予定です。そのため改正額のチラシを作成しております。岡田会長、今配付させていただいてよろしいでしょうか。

岡田会長

はい、お願いします。

石井室長

ただ今、2種類のチラシの案を配付いたしました。

最低賃金改正のお知らせは、広島県最低賃金に特化したチラシであり、広島県の最低賃金は、特定最低賃金のチラシです。これは例年作成しております。

このチラシは、業務改善助成金と併せて、官報公示以後に、労働基準監督署及びハローワークにおける配付周知、地方公共団体、使用者、労働者団体等に送付により県民の皆様に広く周知していく予定としております。

また、広島労働局のホームページにも掲示いたします。

では、広島県の最低賃金のチラシの説明をいたします。このたび、広島県最低賃金が10月1日から970円に改正発効されますと、8業種のうち、5業種の特定最低賃金が970円を下回ります。5業種のうち、各種商品小売業は、昨年10月から広島県最低賃金を下回っており、また、前回の審議会において、改正の必要性無しという答申がなされたので、今後も広島県最低賃金が適用となります。それ以外の4業種につきましては、本年度も金額改正の審議が行われる予定ですが、10月1日以降それぞれ4業種について改正されるまでの間は、広島県最低賃金額970円が適用されることとなります。

また、今回のチラシを作成する際、裏面を見ていただきますか。今回は、賃金引上げに関する支援を追加いたしました。8月4日の答申において、中小企業・小規模事業者の賃金引上げの環境整備について審議会から要望されていることから、広島労働局といたしまして

は、最低賃金改正と併せて企業の方々にこれら支援策を広く知っていただくためです。

私からの説明は以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

今の事務局からの説明を聞いて、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

(質問無し)

では、次回の本審は、特定最低賃金の改正決定に係る議決となり、日程は11月1日となります。次の本審も公開といたします。

それでは、これで第550回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。